

令和2年 第5回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和2年3月2日（月）
開会 午後1時30分 閉会 午後2時30分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第5会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説 明 者 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 引野雅文
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 書 記 教育総務課主幹 溝口容子
- 6 議 事
 - (1) 議案第8号 令和2年度京丹後市立学校教職員の管理職人事異動内申について
 - (2) 議案第9号 京丹後市総合型地域スポーツクラブ活動補助金交付要綱の一部を改正する告示の一部改正について
 - (3) 議案第10号 京丹後市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部改正について
 - (4) 議案第11号 京丹後市児童合唱団補助金交付要綱の一部改正について
 - (5) 議案第12号 京丹後市小町ろまん短歌大会開催事業補助金交付要綱の一部改正について
 - (6) 議案第13号 京丹後市体育協会運営補助金交付要綱の一部改正について
 - (7) 議案第14号 京丹後市スポーツ少年団補助金交付要綱の一部改正について
 - (8) 議案第15号 京丹後市指定文化財の指定に係る諮問について
 - (9) 報告第3号 財産の取得について《峰山途中ヶ丘公園陸上競技場競技備品購入（陸上競技用機器・器具）》
- 7 そ の 他
 - (1) 諸報告
 - ① 「共催」・「後援」に係る2月期承認について
 - (2) 各課報告
＜学校教育課・子ども未来課＞
 - ① 3月学校行事予定について
 - ② 3月保育所・こども園行事予定について

<生涯学習課>

①令和2年度京丹後市成人式について（3/15）の延期について

8 会 議 録 別添のとおり（全18頁）

9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和2年3月24日

教 育 長 吉 岡 喜代和

署 名 委 員 久 下 多賀子

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和

〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子

〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 小石原 敦

教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治

子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課課長 引野雅文

文化財保護課長 新谷勝行

〔書 記〕 教育総務課主幹 溝口容子

〈吉岡教育長〉

皆さんこんにちは。

ただいまから「令和 2 年 第 5 回京丹後市教育委員会定例会」を開催いたします。

全国では新型コロナウイルスの感染事例が多く報告され、終息の気配がないことから市でも多くのイベントの延期または中止を検討してきていましたが、先週 27 日の夕方に、安倍総理から、この 1、2 週間が感染予防の山場であることから、全国一斉に小、中、高校の一斉休業の要請が出され、報道がされました。突然の報道で驚きましたが、これを受け、教育委員会でも緊急に協議を行い、少ない情報の中でしたが、一部出された京都府の対応資料も参考にして、明日 3 月 3 日から 13 日までの臨時休業をすることを決め、28 日に臨時の校園長所長会を実施し、説明を行った上で、保護者へ通知文書の持ち帰りを指示したところです。

この期間には、府立高校の中期選抜試験、中学校の卒業式等がありますが、中期選抜については受験者を前日登校させ指導をするとともに、卒業式は縮小をして実施することとしています。14 日以降については、10 日頃までに対応を決めていきたいと考えていますが、その中でも、月末に予定していました中学生の海外派遣事業は中止、4 月の中学校の修学旅行は秋への延期を既に決めています。

また、こども園、保育所については運営をしていますし、放課後児童クラブは学校の休業期間中は終日の受け入れをすることになっているところですが、もし感染者が出

た場合は、直ちに休所をすることになりますので、心配もしているところです。

学校休業中も子どもたち全員の様子を毎日確認するよう学校には指示していますし、保育所等については、休んでいる子どもの確認を毎日するようにしているところです。

このように大変な状況の中ですが、受験生には今まで頑張ってきたと思いますので、自分の夢に向かってよい結果が出ることを願っているところです。

3月市議会も始まっており、来週、代表質問と一般質問があります。4月に市長、市議会選挙もあることから、質問者数は12人と少ないですが、市長への質問は4年間の成果に関するものが多くありますし、新型コロナウイルス関連の質問も多い状況です。

教育委員会に関係するものは、子育て支援、学校教育、社会教育と、全ての分野がありますので、適切な答弁に努めていきたいと思います。

本日は、「令和2年度京丹後市立学校教職員の管理職人事異動内申について」をはじめ8議案の審議と報告1件を予定しています。

どうぞよろしくお願いいたします。

〈吉岡教育長〉

それでは、令和2年第2回教育委員会（2月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

【教育長活動報告】

〈吉岡教育長〉

以上です。御質問等ありましたらお願いいたします。

〈全委員〉

なし。

<吉岡教育長>

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

久下委員を指名しますのでお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

<吉岡教育長>

初めに、会議の非公開についてお諮りします。

議案第8号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第8号については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第8号について承認)

<吉岡教育長>

これより会議を公開とします。

<吉岡教育長>

次に、議案第9号から議案第14号までの6議案は、いずれも補助金の交付について終期設定されているものを定期見直し方式とするための改正、また字句の一部改正

等の議案であり、一括議題としたいと思いますが御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認めます。よって議案第9号「京丹後市総合型地域スポーツクラブ活動補助金交付要綱の一部を改正する告示の一部改正について」、議案第10号「京丹後市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部改正について」、議案第11号「京丹後市児童合唱団補助金交付要綱の一部改正について」、議案第12号「京丹後市小町ろまん短歌大会開催事業補助金交付要綱の一部改正について」、議案第13号「京丹後市体育協会運営補助金交付要綱の一部改正について」、議案第14号「京丹後市スポーツ少年団補助金交付要綱の一部改正について」の6議案を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

議案第9号「京丹後市総合型地域スポーツクラブ活動補助金交付要綱の一部を改正する告示の一部改正について」から、議案第14号「京丹後市スポーツ少年団補助金交付要綱の一部改正について」までの6議案を一括して説明いたします。

6議案とも、改正内容は、現在の補助金交付要綱の附則で規定されています、「要綱の効力を失う時期」、いわゆる「補助金の終期」を削るというものです。

理由といたしましては、平成29年11月に一部改正された、市の「補助金等に関する基本方針」において、3年から5年で終期設定を行う「サンセット方式」による補助金見直しの考え方が改正され、「市が施策として推進している事業を補完するような事業に対し助成するものは、サンセット方式とせず、定期見直し方式とする」こととなったことによるものです。

議案第9号の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

新旧対照表の裏面のほうで、先ほど申し上げたことから、サンセット方式に該当しないものについては、本年3月31日をもって終期を迎えるこの6つの補助金交付要

綱について、今回すべて終期の削るものです。

議案第 12 号を見ていただきたいのですが、「京丹後市小町ろまん短歌大会開催補助金交付要綱」については、先ほどの終期を削る以外に、実施団体の名称変更がありましたので、第 2 条の団体名称をあわせて改正することとしています。

次の議案第 13 号の新旧対照表をご覧くださいと思います。第 2 条の補助対象事業、第 3 条の補助対象経費について、より明確なものとなるよう、この機会にあわせて改正を行うものです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第 9 号から議案第 14 号までの 6 議案を説明させていただきました。

まず、議案第 9 号「京丹後市総合型地域スポーツクラブ活動補助金交付要綱の一部を改正する告示の一部改正について」につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<久下委員>

全て同じことかなと思いますけれども、平成 29 年にこの改定についての通知が出ているわけですね。そして、期限が切れる令和 2 年 3 月 31 日に変えるということは、結果的には続くということになるかと思うのですが、その時には変えなかったということですか。

<引野理事兼生涯学習課長>

平成 29 年に補助金等に関する基本方針というのは改正になったのですが、ほかの補助金も市の中にはあるのですが、今回終期を迎える本年の 3 月 31 日というものについては、今のタイミングで改正をするということで、今の 6 議案については全てサンセット方式ではなくて、今後は定期見直し方式ということで、必要性は改めて審議した上で見直していくという方向に切り替わるということで、今回改正するというものです。

〈田村委員〉

市の補助金の基本方針が変わったということですが、そもそもその趣旨といいますか、サンセット方式というのは最後が決まっていた何年間かはその団体を補助してあげます、その後は自力でやっていきましょうよという考え方だと思うのですが、それが継続になるということだと思うのです。そもそもなぜこれが変わったのかというところを説明願います。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

この補助金等に関する基本方針の改正理由といたしましては、様々な分野での助成制度がある中で、一律的に終期を設けて、サンセット方式で終期を設定するということは、実情に即していないということで、一律的に終期を設けるということについて見直したというものです。

ですので、今回、平成29年から新たに定期見直しという方式が出されまして、先ほど申し上げたように、補助金等の内容により、定期見直しとサンセット方式に振り分けるということで、今回のように市の施策として推進している事業を補完するような事業は、サンセットではなく定期見直し、というような位置づけになったということです。

〈久下委員〉

それでは、これ以外にも、こういう見直しをする事業が今後出てくるということですか。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

教育委員会が所管している補助金の中では、今回提案しているもの以外に終期設定しているものはないというふうに認識しています。

〈田村委員〉

教えていただきたいのですけれども、この定期見直し方式の、見直し・検証作業と

というのは、どこでされることになるのでしょうか。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

定期見直し方式になりますと、定期的に、これは３年から５年ごとになっていますが、原則として補助金等の所管部局及び審査機関等により、成果や運用状況等を評価・審査した上で継続・廃止等の判断を行うこととし、評価及び審査の結果を公表するということになっています。所管部局ですので教育委員会部局で、教育委員会のものについてはまず評価や審査をして判断していくことになります。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第１０号「京丹後市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部改正について」につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第１１号「京丹後市児童合唱団補助金交付要綱の一部改正について」につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第１２号「京丹後市小町ろまん短歌大会開催事業補助金交付要綱の一部改正について」につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第 13 号「京丹後市体育協会運営補助金交付要綱の一部改正について」につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈安達委員〉

第 1 条の体育・スポーツの普及及び振興のところで、「体育」という言葉をなくした理由があれば教えてください。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

平成 30 年 3 月に策定しました京丹後市スポーツ推進計画で、「体育」という表現はなくして、「スポーツ」という言葉に統一していますので、今回から「スポーツ」という形にしています。

〈安達委員〉

ありがとうございました。「体協」「体協」と今まで言ってきたので、体育協会の体育を取ってしまったのが寂しいなと思って聞いてみたのです。すみません。

〈吉岡教育長〉

ちょっと質問の趣旨から外れるのですが、体育協会も「スポーツ協会」に見直しをしようかなという協議は進めています。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第 14 号「京丹後市スポーツ少年団補助金交付要綱の一部改正について」

につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

それでは、全体を通して、御質問、御意見ございませんか。

〈野木委員〉

先ほどのサンセット、定期見直しの件なのですが、ここに平成29年11月20日に財務部長からの通知というふうになっていますが、この方針は広く住民には告知された通知なののでしょうか。この議題とはちょっと変わってくるかもわかりませんが、そここのところを教えていただきたいと思います。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

この補助金等に関する基本方針については、庁内だけで、一般には公開されていないと認識しています。

〈野木委員〉

一般住民として、非常に乱暴な提案の仕方だと思います。今、第9号議案から第14号議案までの各種団体においても、非常に戸惑っていることだと思います。それぞれの団体は、おそらく3年から5年という事業の計画を立てて、その補助をあてにして事業を展開している。それが急遽、定期見直しということで年度年度で、市側の思惑という言葉は失礼極まりないと思いますが、市側の裁量で突然補助が打ち切れ、それぞれ事業の見直しをしなければならない。そういうことは市民にとってみれば非常に不可解な、また、いろいろな自分たちの思いや気持ちを何とか事業に託していこうという、そういう気持ちを阻害するような、そんなことになりかねないのではない

かと思います。最近市は補助金を打ち切って、自分たちがやっていることを全て失くしてしまおうとしている、というような声をちらほら聞くわけですが、こういうところから住民の声が否定的な言葉になって私のほうの耳にも入ってくるのかなと思っています。

教育委員会としては、当然こういう通知があるのでこういう提案は仕方がないとは思いますが、最初に言いましたように、住民にとっては唐突な提案といいますか、決まり事を通知されるということは、非常に憤りを感じておられると思いますので、ここでとやかく言うつもりはないですけど、こういう通知ということだけで、こんな重要なことがまかり通るのが行政なのかなという、そんな思いがしています。

質問というより私の私見を述べました。以上です。

〈吉岡教育長〉

野木委員からの質問はちょっと趣旨が違いまして、もともとこれは平成27年頃に補助金の見直しを全面的にかけました。その時には5年ぐらいで全ての補助金を何パーセントか減額しますということを一律にやられたのですが、それが各部局で団体等の説明の中で一方的に何パーセントと切られるのはおかしいだろうという話があって、いろいろな調整の中で実施をしたのですが、終期を定める必要がないという感覚の中で、そういう補助金については、5年経ったら切ることを検討しなくても補助金の必要があるのだったらわざわざその時に点検をする必要はないだろうという考え方のもと、終期は定めないほうがよいだろうということで、こういう取組みがされているということです。

その当時は、3年から5年経ったら、そこで一旦補助金はなくなりますよという考え方が一方的に示されていたのですが、それでは補助金の趣旨からいうと無理で、体育協会なんかは3年間同じことをしているのに見直しの必要があるのか、というようなことで、終期を設けずに一定の期間ずっと補助金を交付していったらよいのではないかということになり、この何年何月に終わりますという条文を取ってしまうことにしたということです。

〈野木委員〉

すみません。私も勘違いしていたこともあったのですが、おっしゃることはよくわ

かります。ただ、その年々で続けられるかどうかわからないというのは、団体側にとっては不安材料のほうが大きいのかなと捉えたのでちょっと質問させていただきました。

〈吉岡教育長〉

その他、御質問、御意見等ございますか。

〈安達委員〉

議案第14号でわからないことがあるので質問させていただくのですが、ほかの補助金は全て上限が決めてあるのですが、ここについての補助金の上限が記載されていないのは、どういう理由からでしょうか。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

申し訳ないです。はっきりとした理由を理解できていないところはあるのですが、スポーツ少年団については、活動する団体数によって増えたり減ったりするという要素がありますので、上限を設けてしまうと団体が増えたときに対応ができないことがあるので、上限が設けられていないのではないかと考えています。

〈吉岡教育長〉

よろしいですか。それでは順次お諮りをいたします。

まず、議案第9号「京丹後市総合型地域スポーツクラブ活動補助金交付要綱の一部を改正する告示の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第 10 号「京丹後市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第 11 号「京丹後市児童合唱団補助金交付要綱の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第 12 号「京丹後市小町ろまん短歌大会開催事業補助金交付要綱の一部

改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第 13 号「京丹後市体育協会運営補助金交付要綱の一部改正について」
につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第 14 号「京丹後市スポーツ少年団補助金交付要綱の一部改正について」
につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第 15 号「京丹後市指定文化財の指定に係る諮問について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第 15 号「京丹後市指定文化財の指定に係る諮問について」説明をさせていただきます。

文化財保護法第 182 条に地方公共団体の事務が規定されており、同条第 2 項で「地方公共団体は、条例の定めるところにより、「重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。」としており、この規定に基づき、京丹後市文化財保護条例を制定し、この条例第 3 条第 3 項で「指定文化財を指定する場合は、教育委員会は、あらかじめ京丹後市文化財保護審議会の意見を聞くものとする。」としていること、また、第 9 条で「文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じ、指定文化財の指定に関する事項に関する調査及び審議を行い、その結果を答申すること。」としているため、別紙諮問書に記載している 5 件のものについて、指定文化財と指定することに関し、諮問を行うものです。

今回、指定をしようとするものは、5 件ありますので、それらを少し説明させていただきます。写真のほうをご覧いただきたいと思います。

まず、(1) になります。久美浜町金谷にあります、三嶋田神社 石造物のうち、①石造地藏菩薩立像 ②石造釈迦如来立像 ③石造聖観音菩薩立像、この 3 体が (1) の写真です。

これら 3 体のうち、真ん中の石造釈迦如来立像には、「永享 12 年 6 月 19 日」(西暦 1440 年)の銘があり、15 世紀の中頃のものです。ほかの 2 体も同じ時代のもの

のと考えられますので、市内では数少ない室町時代中期の在銘石造物であり、三嶋田神社の神宮寺を考える上で貴重な資料と評価できます。

その横、(2) が久美浜町神谷にあります、宝林寺 銅造飲食器です。

飲食器とは、仏前へ供える供養具として造られたものです。宝林寺の飲食器三口は、大型品1つと小型品2つがあります。銘文の内容から、永禄3年（西暦1560年）、久美浜町神谷にかつて所在した神谷寺に藤原宗次という人物が奉納したということがわかります。戦国時代の数少ない在銘資料として貴重なものと評価できます。

(3) は久美浜町西本町にあります、如意寺 銅造鰐口です。

小形の鋳銅製の鰐口です。表面には「如意寺」、「白山宮願主敬白」、裏面には「応永卅年」、「九月廿八日云々」の銘文があります。小振りですが、銘文の内容から中世の如意寺の様子がうかがえる貴重な資料と評価できます。

その下になります(4)、こちらも如意寺の銅造闕伽桶及び灑水器です。

闕伽桶は、仏に供える水を汲む仏具です。灑水器は、清めのために散らし灑ぐ香水を入れる器となっています。市内では数少ない中世の仏具で、銅造鰐口とともに室町時代の如意寺を考える上で貴重な資料と評価できます。

中段になります(5) 峰山町泉にあります、金刀比羅神社 石造狛猫です。

金刀比羅神社境内摂社の木嶋神社前にある一対の石造狛猫です。蚕を荒らすネズミを退治するため猫を表現したものと伝わっています。向かって左側は、天保3年（西暦1832年）の制作で、鰯留村の石工松助が作ったことがわかります。向かって右側は、弘化3年（1846年）のものになります。

通常の狛犬と異なり猫をかたどる点が珍しく、大変貴重なものと評価できます。

いずれも、歴史的な価値の高いものとして京丹後市指定文化財として指定しようとするものです。

今回の選定に際しては、既に文化財保護審議会で検討してきていますが、改めて文化財としての価値を再検討していただき、指定文化財として適当かどうかの意見をいただくこととするものであり、指定するかどうかについては、答申があってから御審議いただくことになります。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

〈吉岡教育長〉

議案第 15 号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第 15 号「京丹後市指定文化財の指定に係る諮問について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈吉岡教育長〉

次に、報告第 3 号「財産の取得について《峰山途中ヶ丘公園陸上競技場競技備品購入（陸上競技用機器・器具）》」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

報告第 3 号「財産の取得について《峰山途中ヶ丘公園陸上競技場競技備品購入（陸上競技用機器・器具）》」を説明させていただきます。

本件は、峰山途中ヶ丘公園陸上競技場のリニューアルにあたり、日本陸上競技連盟第3種公認の規定に適合した競技備品を整備するものです。

取得の方法につきましては、8業者による指名競争入札を行い、その結果、アルファスポーツが5,944万700円で落札いたしました。

納入期限につきましては、令和2年6月30日としています。

次ページ以降に、取得する備品の一覧表を掲載しています。全部で75品目あります。そのうち、整理番号1番から26番が競技用具ということで、使用の用途が限定され、それ自体を用いて競技や計測、表示等を行うものとなっています。

整理番号27番から57番が競技器具になりまして、構造・操作の簡単な機器のほか、競技や計測、表示を行うための道具類となっています。

整理番号58番から73番は電子機器となりまして、これらの使用方法については、14ページに使用イメージを掲載していますが、電気通信網を用いて、スタートピストルや計時タイマー、写真判定装置等を連動させ、計測を正確にするとともに、競技進行をスムーズにするための機械となります。

最後に、整理番号74番、75番につきましては、競技場内に設備として付帯する大型器具です。

最後のページに、入札顛末書を添付していますので、御参照いただきたいと思います。

なお、本件については、3月11日の市議会で上程し、議決が得られたのち、契約締結する運びとなります。

以上、報告第3号の説明とさせていただきます。

<吉岡教育長>

報告第3号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

〈吉岡教育長〉

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

続いて4のその他ということで、諸報告、各課報告を順次いたします。

(1) 諸報告

〈横島教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」に係る2月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課・子ども未来課〉

- ① 3月学校行事予定について
- ② 3月保育所・こども園行事予定について

〈生涯学習課〉

- ① 令和2年京丹後市成人式について(3/15)の延期について

〈吉岡教育長〉

全体を通して、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

〈吉岡教育長〉

以上で第5回京丹後市教育委員会定例会を閉会いたします。御苦勞様でした。

〈閉会 午後2時30分〉

〔 3月臨時会 令和2年3月11日(水) 午後7時00分から 〕

〔 3月臨時会 令和2年3月23日(月) 午後1時30分から 〕